

## 岐阜県における母子保健事業の円滑な移譲のための 望ましい実施方法の検討

矢島澄子\* 大森一恵\* 大塚富美子\* 牧野ゆり子\*

要 約：母子保健事業の市町村移譲に伴う問題は、岐阜県の場合市町村の規模というより地域における保健医療施設のマンパワーなどの社会的資源に依存していることが多いことが、平成6年度の研究で明らかにされた。

このため平成7年度は問題の検討の場として、県本庁および保健所に協議会を設置し、問題や課題をより具体的にしながら、平成8年度に予定をしている市町村毎、管轄保健所毎の母子保健計画の策定を指導し、円滑に事業の移譲が行われるべく検討を行っている。

見出し語：母子保健事業 母子保健協議会

研究方法：母子保健事業の移譲に伴う問題点の検討の場として、県レベルでは衛生環境部健康増進課に岐阜県母子保健推進調整協議会及びそのワーキンググループ、県保健所（11か所）に母子保健推進協議会を設置し、移譲が円滑に推進できるために、問題解決のための方法、今後の方針、母子保健計画の策定に関する検討を行った。

結 果：1 協議会の位置付け及び事業内容  
岐阜県母子保健推進調整協議会の設置要綱と構成メンバー（資料1）。

保健所母子保健推進協議会についても医師会をはじめ保健・福祉・教育などの関係者代表6～7名の構成である。

これらの協議会を設置することにより ①母子保健計画の策定および支援計画が立案できる。また移譲後の母子保健事業の評価と精度管理を行うことができる。

②保健所母子保健推進協議会の設置により、保健所および管内市町村の調整ができ、人的支援計画等の調整ができる。また、保健所母子保健計画の策定ができる。

③保健所の指導により、一定のレベルの市町村母子保健計画を8年中に策定できる。

### 2 保健所母子保健推進協議会からの報告及び 問題提起

#### 1) 人材派遣・確保

- ・母子保健計画におけるマンパワーの確保
- ・各職種増員に対する具体的な指数
- ・保健所からの市町村支援（事業名・回数・職種等）
- ・在宅保健婦・栄養士の数に地域格差があるため県内情報の提供が必要

#### 2) 市町村格差の是正処置

- ・運動発達相談や遊びの教室などは弱小町村単独では実施が不可能なので、広域での実施を

\*岐阜県衛生環境部健康増進課

## 要望

### 3) 精密健康診査の強化・受け皿確保

- ・専門的なフォローをどこで行うか。

### 4) 財政的援助

- ・補助金等財源の確保、財政支援について
- ・妊婦健診費などの公費負担内訳について

### 5) 医療機関との委託契約

- ・妊婦・乳児・3歳児健康診査及び精密健康診査の医療機関委託契約の方法について

### 6) 医師会との調整的役割

- ・各集団健診における専門医の確保（健診の医師の確保は市町村単独でできるのか）
- ・乳児健康診査・3歳児健康診査（集団）の医師報償費の調整

### 7) その他

- ・市町村母子保健計画とエンゼルプラン等との整合性
- ・市町村における「子どもにやさしい街づくり事業」における福祉関係機関との連携の方法
- ・市町村母子保健計画の策定指針及びモデルの提示
- ・市町村母子保健連絡協議会の設置および市町村母子保健計画策定について、国や県からの通知及び指導を要望

- ・事務移譲の引継ぎは早く終了するよう要望

この他○専門的・技術的な指導、○市町村保健婦などの研修、○情報提供の項目も設定したが問題点は記されていない。これは、岐阜県では乳児健診や3歳児健診は以前から市町村の保健婦や栄養士の参加を得て、共同で実施してきた経過があり、集団健診の技術的な面についての

問題は少ないように思われる。

### 3 市町村の事業移譲に伴う事務上の問題

各市町村は予算を伴う事務上の問題について予算編成時期までに県の方針を明確に示すよう求めている。

#### 1) 妊婦健診診査・乳児健診診査・3歳児精密健康診査の医療機関委託にかかる契約および支払い事務等（資料2）

この問題については、市町村からは、1才6ヵ月児精密健康診査を含め、医療機関委託をしたいという要望が多い。また、各市町村が県内の全医療機関との個別契約は実務的に無理であるため、団体による契約が望ましいと考える。契約者は市町村保健活動推進協議会（99市町村加入）或いは市長会・町村長会の代表者が想定される。支払い方法については、医療機関が多くの市町村に請求書を送付する必要があることから、実務的に不可能であるので、乳幼児医療助成制度などで実績のある国保連合会などに委託も考えられ、岐阜市を除く98市町村にアンケート調査を行った。（資料3）

#### 2) 集団健診にかかる医師等の確保と報償費単価

このことについても、関係機関との調整などを検討中である。

また、市町村支援、事業に必要な用紙（母子管理票・3歳児アンケート等）の共同印刷など、個々の具体的な問題について、市町村対象に調査を行い、その結果を踏まえ県としての方向を検討する。

### 4 市町村母子保健計画の策定

市町村母子保健計画の策定については、県母

子保健推進調整協議会において、市町村母子保健計画の策定指針を検討し、保健所母子保健推進協議会、保健所母子担当者研修、ブロック別母子担当者研修を通じてその指針を提示することにより、市町村が自主的かつ積極的に計画を策定していくための支援を行うこととしている。

## 市町村母子保健計画策定指針の概要

### 第1 指針策定の趣旨

市町村母子保健計画策定の必要性

計画を策定する上での基本的な事項

### 第2 計画の策定体制

母子保健連絡協議会の設置

母子保健担当課が中心になり、保健・医療・福祉・教育の関係者と緊密に連携する

### 第3 計画策定の時期

平成8年度上半期中を目途に計画をする

### 第4 留意事項

医療・福祉・教育の関係者の意見を十分聞くよう配慮する

地域住民の意見を計画の中に反映させる  
管轄保健所と十分連絡調整する

### 第5 他の計画との整合性

市町村総合計画・保健医療計画・今後の子育て支援のための施策の基本的方向について、等との整合性を保つよう策定する

### 第6 計画の策定に当たっての基本的視点

- 1) 安全な妊娠・出産ができる環境の整備
- 2) 安心して子育てのできる環境の整備
- 3) 健康的なライフスタイルを確立する  
施策

- 4) 個人の健康状態に応じた施策の推進

### 第7 計画に盛り込む事項

- 1) 計画期間
- 2) 計画の実施状況のチェック
- 3) 母子保健事業対象者等の現状
- 4) 母子保健事業の現状等
- 5) 保健事業の推進体制
- 6) 目標年度における各種指標等
- 7) 母子保健施策にかかる重点事項
- 8) 推進すべき母子保健事業等の概要
- 9) 母子保健事業実施体制の整備
- 10) 保健・医療・福祉・教育の連携

## 5 母子保健マニュアルの見直し

母子保健法の改正により、岐阜県では平成2年度に作成した「母子保健マニュアル」の見直しが必要になったので、マニュアル検討委員会を設置し、「母子保健マニュアル」の検討を進め、平成9年度からの市町村における各事業の手引きになることを目指している。

考 察：県と保健所に検討の場として協議会を設置し、円滑な市町村移譲が行われるよう、問題点の検討及び市町村母子保健計画の策定指針の検討及び提示、医療機関、医師会への委託契約等についてアンケート調査を実施し、市町村の現状把握を行った。

- 1 母子保健法等の改正により、平成9年度から主な母子保健事業が県（保健所）から市町村に移譲されることとなっているため、市町村の担当課（係）は、その準備に積極的にまた自主的に取り組むことを期待していたが、アンケート調査や研修での反応は、意見が少なく、むしろ消極的な内容がみられた。

平成6年度「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」母子保健事業に

関する予備調査成績（柳川氏ほか）にもあるように、当県の市町村でも移譲についての具体的な話し合いが進んでおらず、種々な施策について未定なままである現状を反映している。

例えば市町村へのアンケート調査によると医療機関委託について、91%が一括委託を願っているものの、市長会、町村長等からの動きは見られない。

今後は、移譲が円滑に進み、母子保健事業における市町村の格差を最小限にするため、保健所の指導体制など機能強化を進め、市町村において具体的な準備が行われるようにする必要がある。

- 2 妊婦健康診査・乳児健康診査・3歳児健康診査の精密健診について、市町村に対するア

ンケート調査の結果では、医療機関及び医師会との委託契約は、市長会及び町村長会を代表機関として一括委託契約を行う。

又、契約単価は国庫補助基準単価で、支払いは委託手数料を出し、精算業務を団体に委託したいとしていることが大半の意見であることがわかった。

この調査結果を踏まえ、県としては市町村が自主的に母子保健事業の移譲に関する準備を推進することを支援していく必要があると思われる。

文 献

- 1 厚生省心身障害研究「市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究」平成6年度報告書
- 2 厚生省：母子保健事業マニュアル

各協議会の実施内容と今後の予定

| 年 度          | 岐阜県母子保健推進調整協議会                                                                                                                                                       | 保健所母子保健推進協議会                                                                                                                                                 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 年度         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村母子保健計画策定指針の検討及び呈示</li> <li>・移譲に向けて生じる問題の整理（県全体で調整を生じる問題の整理）</li> <li>・問題解決のための施策の検討</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の母子保健計画策定指針を受けて管内の問題を検討</li> <li>・地域における母子に関する保健、医療福祉システム構築のための問題整理、検討、提言</li> <li>・移譲に向けて生じる問題整理</li> </ul>        |
| 8 年度<br>（予定） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の移譲に向けた施策の検討</li> <li>・市町村の求めに応じた支援の検討調整</li> <li>・人材確保、研修計画の策定調整</li> <li>・平成9年度以降の評価業務の検討</li> <li>・県母子保健計画の策定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村母子保健計画策定の指導</li> <li>・市町村母子保健計画で必要となった事業等の調整</li> <li>・市町村から要望の市町村支援計画の調整</li> <li>・保健所の専門的事業と市町村事業の調整</li> </ul> |

岐阜県母子保健推進調整協議会委員

| 区 分       | 現 職 名                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 学 識 経 験 者 | 岐阜大学医学部衛生学教室教授<br>岐阜大学医学部公衆衛生学教室教授<br>岐阜大学医学部小児科学教室教授               |
| 医 療 関 係 者 | (社) 岐阜県医師会常務理事<br>岐阜県産婦人科医会長<br>岐阜県小児科医会長<br>(社) 岐阜県歯科医師会副会長        |
| 保 健 関 係 者 | 岐阜県保健所長会長<br>岐阜県市町村保健婦連絡協議会長<br>(社) 岐阜県栄養士会公衆栄養推進部会長<br>岐阜県保健環境研究所長 |
| 福 祉 関 係 者 | 中央児童相談所長                                                            |
| 教 育 関 係 者 | 教育委員会指導部保健体育課長                                                      |
| 行 政 関 係 者 | 岐阜市南保健所長<br>岐阜県町村会長母子保健担当課長<br>民生部児童家庭課長                            |

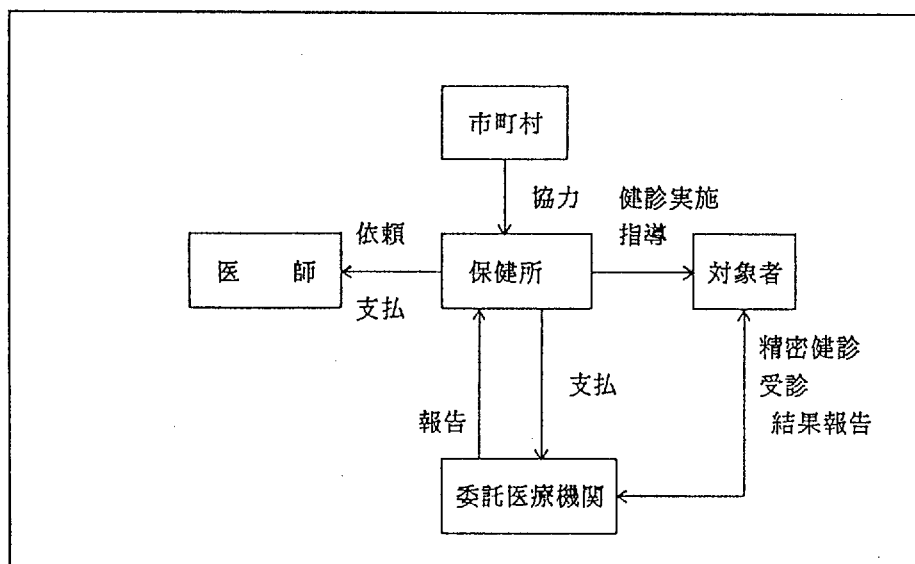
岐阜県母子保健推進調整協議会 ワーキンググループ構成

| 職種等代表                                                                                                | 備 考                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 保健所保健婦代表<br>保健所栄養士代表<br>保健所事務職代表<br>市町村保健婦代表<br>市町村栄養士代表<br>児童相談所代表<br>教育関係代表<br>福祉関係代表<br>研 究 所 代 表 | 県中央児童相談所<br>県教育委員会指導部保健体育課<br>民生部児童家庭課<br>県保健環境研究所企画情報管理担当   |
| (事務局)<br>健康増進課                                                                                       | 課 長<br>保健指導監<br>総括課長補佐<br>保健指導係<br>栄養指導担当<br>歯科保健担当<br>母子保健係 |

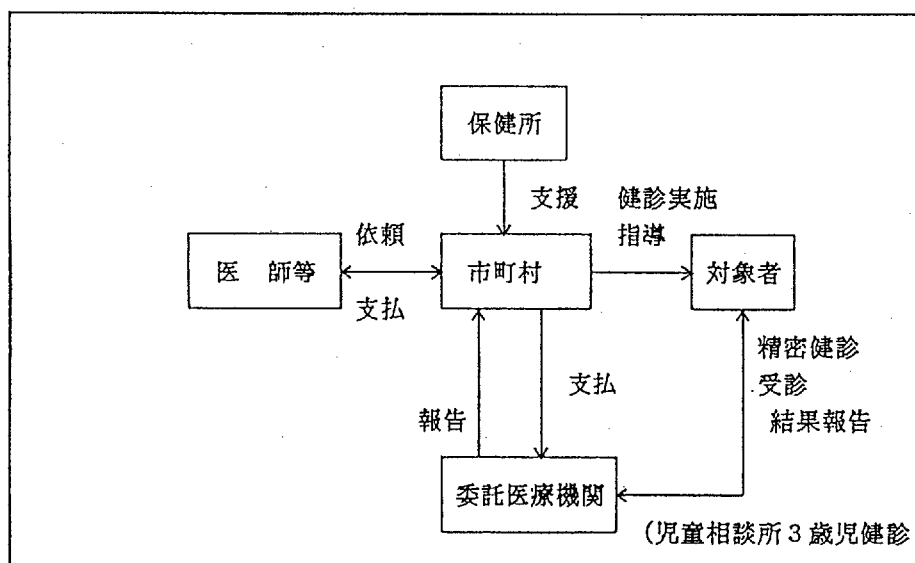
## 健診事業の現状と検討事項

## 乳児健診等（保健所実施）

現 状



移譲後

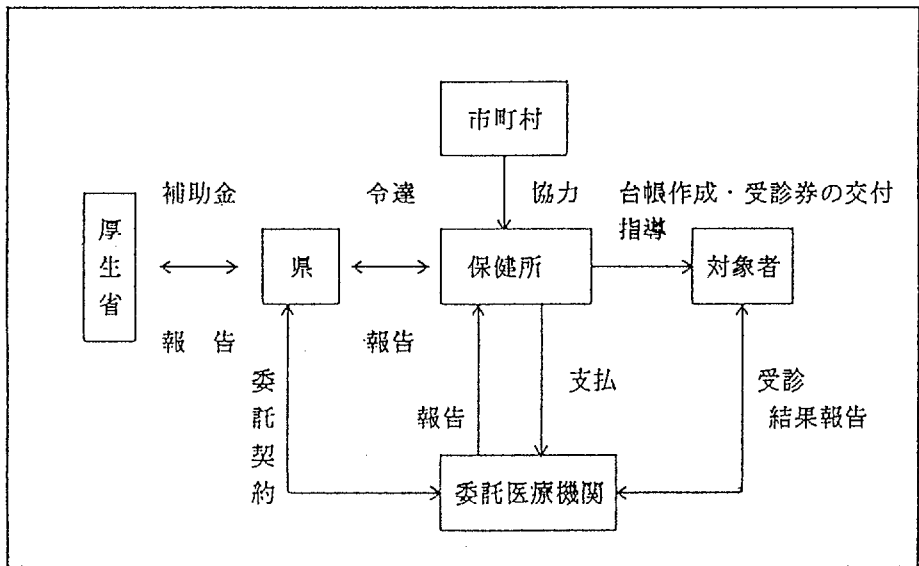


- 検討事項
- スタッフ ①医師・歯科医師・歯科衛生士・栄養士・検査技師（3歳児健診）等のスタッフで実施するが市町村で採用できていない。
  - 確保 ②医師等の雇い上げ単価に格差を生じる。
  - ③雇い上げスタッフについて近隣市町村間で調整が必要
  - 実施形態 ④出生数の少ない町村では、他町村と合同実施や医療機関での委託は不可か
  - 精度管理 ⑥市町村実施のため精度管理に不安を生じる
  - 実施回数 ⑥著しく実施回数が減る恐れがないか。
  - 精健 ⑦3歳児健診精健を児童相談所に依頼できるか。

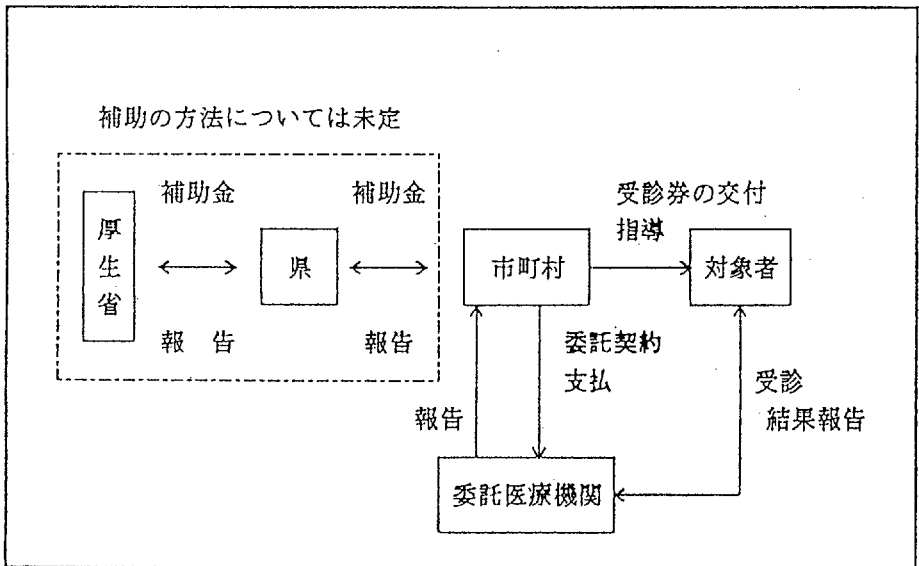
委託事業の現状と検討事項

妊婦健診・乳児健診・三歳児の精密健診

現 状



移譲後



- 検討事項 契 約 ①委託医療機関と各市町村が各々契約を締結する必要がある。  
②市町村は県内すべての医療機関と契約すべきか。  
③自治体のみの医療機関では、住民サービスにならない。  
④委託単価（妊婦健診）に差を生じる可能性がある。
- 請 求 ⑤委託医療機関は受診者の住所地に各々請求する必要がある。
- 結 果 ⑥乳児健診・1歳6か月健診・3歳児健診の精密健診については乳幼児医療を使う場合があるので、結果把握が難しい場合がある。
- 経過措置 ⑦4月以降受診した場合の支払いは市町村となる。
- 実施回数 ⑧現在経産婦1回初産婦2回（補助基準2回）回数減をきたさないようにするには、どう指導するか。

## 母子保健事業の市町村移譲に伴う事務処理についての市町村アンケート結果

平成8年2月23日実施  
 対象市町村数 98市町村  
 回答市町村数 96市町村

妊婦健康診査、乳児健康診査、3歳児精密健康診査について

(1) 医療機関及び医師会との委託契約について

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| ①各医療機関及び関係医師会と独自に契約                         | 10.2% |
| ②代表機関（市長会及び町村長会等）に委任して、<br>各医療機関及び県医師会と一括契約 | 90.8% |
| ③重複回答                                       | 6.1%  |

(2) 妊婦健康診査及び乳児健康診査の契約単価について

|                    |       |
|--------------------|-------|
| ①国庫補助基準単価を契約単価とする。 | 72.9% |
| ②検討中               | 27.1% |

(3) 各医療機関及び県医師会との一括契約の場合

ア 医療機関及び医師会へのその支払い方法について

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ①各医療機関に、個別に支払う。          | 28.4% |
| ②委託手数料を支払って精算業務を団体に委託する。 | 62.5% |
| ③その他 [検討中、未定]            | 9.1%  |

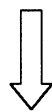
イ とりまとめる団体については、どの団体が適当か。

|             |       |
|-------------|-------|
| ①市長会及びは町村長会 | 77.6% |
| ②他の団体       | 18.8% |



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要 約:母子保健事業の市町村移譲に伴う問題は、岐阜県の場合市町村の規模というより地域における保健医療施設のマンパワーなどの社会的資源に依存していることが多いことが、平成6年度の研究で明らかにされた。

このため平成7年度は問題の検討の場として、県本庁および保健所に協議会を設置し、問題や課題をより具体的にしながら、平成8年度に予定をしている市町村毎、管轄保健所毎の母子保健計画の策定を指導し、円滑に事業の移譲が行われるべく検討を行っている。